

令和7年5月30日開催

令和7年度
燕市農業委員会第2回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第2回総会 議事録

1. 開催日時 令和7年5月30日（金曜日）
午前9時30分～午前9時50分
2. 開催場所 燕市役所 つばめホール
3. 出席委員（26名）

1番	小川 芳秀	11番	矢澤 実	21番	五十嵐 博子
2番	片桐 正敏	12番	荻原 一郎	22番	笹川 勇雄
3番	和田 正春	13番	藤田 浩介	23番	小杉 祥子
4番	遠藤 忠夫	14番	長谷川 治仁	24番	三浦 哲郎
5番	瀬戸 一義	15番	山浦 博	25番	澁木 誠治
6番	阿部 恵作	16番	志田 晃	26番	江口 保
7番	山田 直子	17番	大矢 陽子		
8番	岩野 稔	18番	玉木 美奈子		
9番	山崎 登美雄	19番	澤口 隆行		
10番	江辺 耕一	20番	土田 喜七		

4. 欠席委員

欠席 0名
欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について

報告第5号 農地の転用事実に関する照会について

報告第6号 電気事業者が送電用若しくは配電用の施設等に供するための
転用届けについて

報告第7号 地域計画変更（案）に関する意見について

(4) 議事

議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第8号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 加藤 篤聡 次長 広瀬 美佳子 係長 小林 孝裕

7. 総会議長

和田 正春 （会長）

8. 議事録署名委員

22番 笹川 勇雄 23番 小杉 祥子

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の委員の欠席はありません。</p> <p>各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願い致します。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は26名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第2回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号22番 笹川 勇雄 委員及び</p> <p>議席番号23番 小杉 祥子 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第4号から第7号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について」であります。</p>
事務局	<p>初めに利用権の解約であります。</p> <p>受付番号29番 松橋字北の田、計2筆、2,062㎡、所有者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>利用権の解約は1件、2筆、2,062㎡となります。</p>
事務局	<p>次に農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号30番 米納津の田、1筆、990㎡、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>農協転貸の解約は、1件、1筆、990㎡となります。</p>
事務局	<p>合意解約の総合計は、2件、3筆、3,052㎡となります。</p>

事務局	<p>続きまして、会長報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号4番 吉田日之出町の畑、1筆、180㎡、現況地目は非農地、雑種地、転用許可等の有無は有り。昭和52年5月26日、新潟県指令巻農地第8256号、農地法第5条、住宅。用途地域であります。</p>
事務局	<p>受付番号5番 東太田字割の田、計2筆、1,354㎡、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無は無し。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。現状回復命令の有無は無し。用途地域であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第6号、「電気事業者が送電用若しくは配電用の施設等に供するための転用届けについて」であります。</p> <p>受付番号1番 杉柳字杉柳他の田、計27筆、面積10,757.86㎡のうち6,006.71㎡、転用目的は、鉄塔建替工事のための一時転用、農用地区域であります。位置図は、議案資料1頁をご覧ください。○囲みのところに鉄塔があり、その鉄塔の建替え工事をします。黒塗りの部分の一部を資材置き場、重機、作業車、作業者休憩所、仮設トイレを設置するものです。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第7号、「地域計画変更（案）に関する意見について」であります。</p> <p>地域計画変更（案）について、農政課より意見聴取がありました。</p> <p>申請番号9番から12番の12筆、1,435.29㎡について、燕市農業委員会事務局規程の事務局長専決により意見なしの旨、回答いたしましたので報告いたします。</p>
事務局	<p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">（質問なし）</p>
議長	<p>ご質問が無いようですので、日程4の議事に入ります。</p> <p>それでは、それでは、議案第6号「農地法第4条の規定による許可</p>

	申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請について」であります。
事務局	<p>受付番号2番 八王寺字屋敷の畑、1筆、297㎡、転用目的は、倉庫。位置図・土地利用計画図は、議案資料の2頁をご覧ください。</p> <p>平成9年に当該地に倉庫を建築しましたが許可申請の手続きを怠っていたことが判明し、転用申請するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところであります。</p>
事務局	<p>受付番号3番 東太田字杉名田の田、1筆、1,021㎡、転用目的は貸駐車場35台、位置図・土地利用計画図は、議案資料の3頁をご覧ください。</p> <p>隣接地に店舗が開店する予定のため、賃貸用駐車場35台を整備するものです。</p> <p>申請地は、準住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。本件については、去る5月23日、第1事前審査委員会が開催されておりますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
三浦委員長	5月23日、午後1時30分より、市役所4階401会議室で、第1事前審査委員会、出席委員12名による審査を行いました。審査会では、事務局が始末書を読み上げ、これを確認しました。審査の結果「農地法第4条の規定による許可申請」2件、異議がなかった事を報告致します。

議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「許可」とする事でご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号7番 水道町一丁目の田、1筆、299 m²、転用目的は住宅及びドッグラン。契約内容は売買、令和7年10月7日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料4頁をご覧ください。</p> <p>現在アパートに住んでおりますが、手狭のため、当該地を購入し、住宅を建設するものです。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断される所でございます。</p>
事務局	<p>受付番号8番 水道町四丁目の田、1筆、3,718 m²、転用目的は宅地分譲17区画。契約内容は売買、令和7年11月30日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料5頁をご覧ください。</p> <p>不動産業を営んでおり、当該地を購入し、宅地分譲17区画を整備するものです。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断される所でございます。</p>

事務局	<p>受付番号 9 番 大川津字島畑、他の畑、計 2 筆、335 m²、転用目的は駐車場 15 台。契約内容は売買。位置図・土地利用計画図は、議案資料 6 頁をご覧ください。各種機械、部品の製造修理業を営んでおり、令和 2 年 9 月に当該地を従業員駐車場として整備し、借り受けていたがこの度購入することになり、確認したところ、許可申請の手続きを怠っていたことが判明し、駐車場として申請するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>なお、本件につきましても始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 10 番 吉田西太田字論手島、他の畑、計 2 筆、211 m²、転用目的は、住宅。契約内容は売買。令和 7 年 10 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 7 頁をご覧ください。</p> <p>現在両親と同居しておりますが、手狭となったため当該地を購入し、住宅を建設するものです。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 11 番 大曲字曾根の田、1 筆、653 m²、転用目的は、駐車場 24 台。契約内容は売買。令和 7 年 8 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 8 頁をご覧ください。</p> <p>隣接地にて自動車の販売及び修理業を営んでおりますが、既存の敷地が手狭となったため、当該地を購入し、駐車場として整備するものです。</p> <p>申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
三浦委員長	審査会では、事務局が始末書を読み上げ、これを確認しました。審査の結果「農地法第5条の規定による許可申請」5件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。なお、只今異議なしとした農地法第5条の許可について、転用面積が3,000㎡を超える案件については、許可相当として県常設審議委員会へ諮問のあと、許可と致します。</p>
議 長	次に、議案第8号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第8号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」であります。
事務局	<p>10年の促進計画であります。</p> <p>番号1番に始まり、番号20番まで計6件、20筆、49,676㎡、設定期間は令和17年3月31日までの10年になります。</p>
事務局	<p>6年の促進計画であります。</p> <p>番号21番に始まり、番号33番まで1件、13筆、19,968㎡、設定期間は令和12年12月31日までの6年になります。</p>

事務局	<p>5年の促進計画であります。</p> <p>番号34番に始まり、番号81番まで6件、48筆、41,263㎡、設定期間は令和12年3月31日までの5年になります。</p>
事務局	<p>続きまして、貸借の移転であります。</p> <p>番号1番から2番まで1件、2筆、2,002㎡、残期間は令和10年12月31日までの4年であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画について、83筆、意見は特になかった事を報告致します。</p>
議長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積等促進計画の83筆について、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積等促進計画の83筆について、意見は「特になし」とする事に決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。</p>
議長	<p>なお、議案第8号の案件につきましては、県の公告により効力が発生する事になります。</p> <p>これにて、燕市農業委員会第2回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午前9時50分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第 14 条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

総 会 議 長

議事録署名委員

議事録署名委員
